

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年 11 月 13 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	12件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	8件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500401号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500147号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成元年7月1日から同年6月12日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成元年6月12日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年6月12日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成元年7月1日から平成6年4月15日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成元年7月から同年9月までは11万8,000円を13万4,000円、同年10月は11万8,000円を16万円、同年11月は11万8,000円を15万円、同年12月は11万8,000円を12万6,000円、平成2年1月は11万8,000円を14万2,000円、同年2月から同年5月までは11万8,000円を17万円、同年6月は11万8,000円を15万円、同年7月は11万8,000円を17万円、同年8月から平成3年12月までは17万円を18万円、平成4年1月から同年8月までは17万円を19万円、同年9月は17万円を22万円、同年10月から平成5年9月までは18万円を22万円、同年10月から平成6年3月までは12万6,000円を20万円とする。

平成元年7月1日から平成6年4月15日までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年7月1日から平成6年4月15日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年6月12日から同年7月1日まで
② 平成元年7月1日から平成6年4月15日まで

請求期間①について、平成元年6月12日にA社に入社したが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同年7月1日と記録されている。保管している給与明細票を見ると、同年6月分の給与から厚生年金保険料が控除されているので、請求期間①を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

請求期間②について、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の報酬額より低い記録となっている。請求期間②の給与明細票を提出するので、標準報酬月額を訂正し、保険給付の計算の基礎となる年金記録にしてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給与明細票及び元同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間①においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①に係る標準報酬月額については、請求者から提出された平成元年6月の給与明細票から換算される1か月相当の報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主から回答は得られないが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が雇用保険の記録における資格取得年月日である平成元年7月1日と同日であり、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って請求者に係る資格取得年月日を記録したとは考え難いことから、同日を資格取得年月日とする厚生年金保険被保険者資格取得届が事業主から提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年6月12日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された給与明細票により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間②に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、前述の給与明細票により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成元年7月から同年9月までは13万4,000円、同年10月は16万円、同年11月は15万円、同年12月は12万6,000円、平成2年1月は14万2,000円、同年2月から同年5月までは17万円、同年6月は15万円、同年7月は17万円、同年8月から平成3年12月までは18万円、平成4年1月から同年8月までは19万円、同年9月から平成5年9月までは22万円、同年10月から平成6年3月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られないが、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額が、給与明細票により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500354号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500045号

第1 結論

昭和38年9月から昭和39年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除された期間に訂正することを認めることはできない。

昭和41年4月から同年7月までの請求期間、同年11月から昭和43年3月までの請求期間及び昭和47年10月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和38年9月から昭和39年3月まで
② 昭和41年4月から同年7月まで
③ 昭和41年11月から昭和43年3月まで
④ 昭和47年10月から昭和52年3月まで

請求期間①について、私は、20歳になった昭和38年*月頃、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の免除申請を行った。

また、請求期間②、③及び④については、送られてきた納付書に現金を添えて、A県B町(現在は、C市)役場の窓口において国民年金保険料を納付し、領収証書を受け取っていた。

特に、請求期間④について、年金記録では昭和47年10月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、昭和52年4月8日に同資格を再取得するとともに付加年金の申出を行ったことになっているが、当該資格得喪の届出は行っておらず、付加年金の申出は、国民年金保険料を納付していたときに、年金を増額できることを知ったことから行ったと記憶している。

年金事務所に年金相談に行くたび、厚生年金保険の記録が見つかって追加されており、年金記録の管理について不信感をもっているため、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、20歳になった昭和38年*月頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の免除申請を行ったと陳述している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月10日にB町において払い出されており、同番号前後の被保険者の記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続きは同年7月頃に行われたものと推認でき、加入時期について請求者の陳述とは符合せず、当該加入手続きが行われるまで、請求期間①は国民年金の未加入期間であり、請求者は、同番号によって当該期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うことはできない上、当該加入手続き時点において、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請が遡って承認されることは無い。

また、請求期間①に係る国民年金保険料の免除申請を行うことが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求期間①当時の住所地であるD県E市におけ

る国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらない。

さらに、請求期間①に係る国民年金保険料の免除申請について、請求者は、具体的なことは覚えていないと陳述しており、当時の状況が不明である上、請求者が当該期間に係る国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

請求期間②及び③について、請求者は、B町役場の窓口において納付書を用いて国民年金保険料を納付し、領収証書を受け取っていたと陳述している。

しかしながら、請求者に係る国民年金の加入手続は、前述のとおり昭和42年7月頃に行われたものと推認できるところ、当該加入手続が行われるまで、請求者は、国民年金に未加入であり、請求期間②及び請求期間③のうち一部の期間の国民年金保険料を現年度納付することはできない上、当該加入手続以前に払い出された国民年金手帳記号番号の有無について、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当時の住所地であるB町における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらない。

また、前述の国民年金加入手続時点(昭和42年7月頃)において、請求期間②及び請求期間③のうち、昭和41年11月から昭和42年3月までの期間の国民年金保険料は過年度納付、同年4月以降の国民年金保険料は現年度納付が可能であるが、制度上、国庫金となる過年度保険料を市町村が収納することはできない上、請求期間②及び③当時における現年度保険料の納付方法について、C市の年金事務担当者は、「国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し、検認印を押す印紙検認方式であった。」と陳述しており、このことは請求者の陳述と符合しない。

さらに、請求者に係るC市の国民年金被保険者名簿を見ると、保険料納付記録欄の請求期間②及び③は未納を示す空白であり、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)の記録と一致する。

加えて、請求者が請求期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

請求期間④について、請求者は、「請求期間④に係る国民年金被保険者資格の喪失及び資格の再取得(任意加入)の届出はしておらず、当該期間は国民年金保険料を納付していた。付加年金の申出は、国民年金保険料を継続して納付していたときに、年金を増額できることを聞いて行った。」と陳述しているところ、請求者に係る特殊台帳及びC市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和47年10月1日の資格喪失、昭和52年4月8日の任意加入による資格取得及び当該任意加入日と同日付けの付加保険料納付申出の記載があることから、請求期間④は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、請求期間④に係る国民年金保険料の納付について、「納付書が送られてきてC市役所の窓口で納付したこと以外、具体的なことは覚えていない。」旨陳述しており、請求期間④当時の具体的な状況が不明である。

さらに、請求期間④は4年6か月と長期間であり、国民年金保険料の全ての納付記録が欠落したとは考え難い上、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を免除されていた、また、請求期間②から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500531号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500046号

第1 結論

昭和45年5月から昭和50年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年5月から昭和50年6月まで

昭和45年*月に20歳になった頃、私は大学生であったが、父が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

請求期間の国民年金保険料は、父が、市の集金人に母と私を含めた3人分と一緒に納付してくれていた。

請求期間当時、父から「市の集金人から国民年金の任意加入の話聞き、あなたの将来のために加入した。あなたの国民年金保険料もちゃんと払っているから安心しなさい。会社に就職したら自分で保険料を払って、満額の年金を受け取りなさい。」と言われたことを覚えているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る国民年金保険料について、請求者は、父が、母と請求者自身を含めた3人分と一緒に納付してくれたと主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の父及び母は、請求期間と同じ期間の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月20日にA県B市C地区において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日及び請求者が所持する国民年金手帳の発行日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年4月頃に行われたものと推認でき、昭和45年*月頃に加入手続を行ってくれたとする請求内容と符合しない。

また、請求者が所持する国民年金手帳を見ると、国民年金の資格取得欄の先頭には、昭和51年1月20日に強制加入により国民年金被保険者となったことが記載されており、昭和50年度国民年金印紙検認記録の1月欄には「この月から納付開始」のゴム印が押されている上、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)においても、最初の国民年金被保険者資格の取得年月日欄には同年1月20日と記録されており、これらのことを踏まえると、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者は、同番号によって請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、昭和45年*月頃の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地であるB市D地区における国民年金手帳記号番号払出簿の視認による縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の父は既に亡くなっていることから、当該事情について確認す

ることができない上、請求者の父が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500491号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500047号

第1 結論

昭和45年4月から昭和55年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年4月から昭和55年6月まで

国民年金の加入手続について、昭和45年4月頃、私の母がA県B市C区役所において手続を行ってくれた。

請求期間に係る国民年金保険料の納付について、私が昭和55年9月25日に結婚するまでは、母が妹の国民年金保険料と一緒に納付してくれたはずであり、妹は証言してくれると言っている。

母は既に他界しており、資料は残っていないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「昭和45年4月頃、母が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と陳述しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月にA県B市D地区において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年5月頃に行われたものと推認でき、このことは請求者の陳述と符合しない。

また、請求者の主張どおり国民年金の加入手続が行われた場合、別の国民年金手帳記号番号が払い出される場所、請求者の請求期間当時の住所地を管轄していた社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和45年4月から昭和54年6月までの間に払い出された国民年金手帳記号番号について視認による縦覧調査を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認できる時期(昭和54年5月頃)において、請求期間のうち、昭和45年4月から昭和54年3月までの期間の国民年金保険料は現年度納付ができないところ、当該期間の国民年金保険料を納付するためには、過年度納付及び特例納付を利用することになるが、請求者から、請求期間の国民年金保険料を遡って納付したとする陳述は無い。

加えて、前述の加入手続時期(昭和54年5月頃)からすると、請求期間のうち、昭和54年4月から昭和55年6月までの期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であるが、請求者は、「私が28歳か29歳(昭和53年又は昭和54年)頃、両親は国民年金保険料の納付が困難な時期であったと思うので、その頃は、私の国民年金保険料も納付していなかったと思う。」旨陳述している。

また、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、請求者は、「母が妹の国民年金保険料と一緒に納付した。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求期間において、請求者の妹が国民年金に加入していた記録は見当たらない上、請求者の妹から、当該国民年金

保険料の納付に係る具体的な陳述は得られなかった。

このほか、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の母は既に死亡していることから、請求期間当時の状況を聴取することができない上、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500568号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500048号

第1 結論

昭和57年8月から昭和58年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年8月から昭和58年8月まで

昭和57年8月に、A社に就職したが、同社から、厚生年金保険の適用事業所になっていないので、国民年金と国民健康保険の手続を行うように言われ、同月中に、B県C市役所又はD社会保険事務所(当時)において、国民年金の加入手続を行い、オレンジ色の年金手帳を受け取った。

請求期間の国民年金保険料については、毎月、E金融機関(現在は、F金融機関)G支店又はC市のH地区の郵便局において、備付けの振込用紙に金額を記入して納付した。その際に領収証書を受け取ったと思うが、今は残っていない。

その後、A社はI社になったが、同社が厚生年金保険の適用事業所になる月まで国民年金保険料を納付したはずなので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和57年8月に国民年金の加入手続を行ったと陳述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和60年1月にC市において払い出されており、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿索引票の備考欄を見ると、「S. 59. 12. 22 シンキ」と印字されているほか、請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和59年12月頃に行われたものと推認でき、これらのことは請求者の陳述と符合しない。

また、請求者に係るC市の国民年金被保険者名簿及び請求者の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)を見ると、国民年金被保険者資格の最初の取得日は、昭和59年10月1日と記載されていることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者は、当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の検索を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、請求期間の国民年金保険料を金融機関又は郵便局の窓口で、備付けの振込用紙に金額を記入して納付したと陳述しているが、C市は、「国民年金保険料は、金融機関及び郵便局において、納付書を使用せずに備付けの振込用紙で納付することはできない。」旨回答しており、このことも、請求者の陳述と符合しない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500478号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500148号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年4月15日

B厚生年金基金からの通知により、平成17年4月15日にA社から支給された賞与について、同基金には記録されているが、年金事務所には記録されていないことが分かった。当該賞与に係る支払明細書を提出するので、請求期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B厚生年金基金から提出された「厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届」によると、A社は、請求者に対して平成17年4月15日に135万円の賞与を支給した旨の届出を同基金に行っている。

しかしながら、請求者から提出された「2005年4月度賞与明細」(以下「賞与明細」という。)を見ると、請求者は、135万円の賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されているものの、当該賞与明細の発行者は、A社ではなく、C社である。

また、請求者は、平成17年4月1日にC社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日にA社における同資格を取得しているところ、C社の社会保険事務担当者は、「請求者は、平成17年4月1日付けでC社から関連会社であるA社に移籍しており、同年4月15日の賞与は、移籍前の期間における実績に対して支払ったものであり、C社から支給したものである。」旨陳述しており、これらのことから判断すると、請求者から提出された賞与明細に係る賞与は、C社から支給されたものであると認められる。

さらに、A社は平成19年3月31日に解散しており、同社の請求期間当時の事業主は、請求者に平成17年4月の賞与を支給したか否か、及び社会保険事務所(当時)に当該賞与の届出を行ったか否かについて、いずれも不明であると回答している上、請求期間当時、C社及びA社が加入していたD健康保険組合は、請求者の請求期間に係る賞与記録について、「記録無し」と回答しており、このほか、A社から社会保険事務所に対して、請求者の主張どおりの賞与支払届が提出されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500340号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500149号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(請求期間当時は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年4月1日から平成6年7月1日まで

B社(後に、A社)における請求期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも著しく低い額となっているが、給与支給額は従前の期間と同額であり、当該支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていた。

請求期間当時の事業主と営業本部長が証言してくれるので、請求期間の標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者に係る標準報酬月額は、平成5年4月の随時改定において53万円が15万円に、同年10月の定時決定において15万円が9万8,000円に変更されているところ、請求者は、「請求期間において、給与は現金で支給され、給与支給額は従前の期間と同額であり、当該支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていた。」旨主張している。

しかしながら、C金融機関から提出された請求者に係る平成4年から平成7年までの口座取引履歴(以下「取引履歴」という。)を見ると、平成4年8月から平成6年9月までの各月の摘要欄に、給与又はB社と記されている入金を確認でき、当該入金は、同社からの給与振込みであることがうかがえる。

また、平成5年4月の随時改定については、同年1月から同年3月までに支給された報酬月額の平均額に見合う標準報酬月額により改定されること、取引履歴に記載された同年1月の給与振込額は前月までの給与振込額から大幅に減額されている上、同年1月から同年3月までの各月に控除されていた源泉所得税、地方税等が不明であるため正確な報酬月額は確認できないものの、当該各月の給与振込額に、対応する月に係るオンライン記録の標準報酬月額(厚生年金保険は53万円、健康保険は88万円)に基づく厚生年金保険料額及び健康保険料額を加算した額の平均額に見合う標準報酬月額は13万4,000円であることから、当該随時改定の標準報酬月額(15万円)に不自然さは見当たらない。

さらに、平成5年10月の定時決定については、同年5月から同年7月までに支給された報酬月額の平均額に見合う標準報酬月額により決定されること、当該各月に控除されていた源泉所得税、地方税等が不明であるため正確な報酬月額は確認できないものの、取引履歴に記載された同年5月から同年7月までの各月の給与振込額に、対応する月に係るオンライン記録の標準報酬月額(15万円)に基づく厚生年金保険料額及び健康保険料額を加算した額の平均額に見合う標準報酬月額は8万円であることから、当該定時決定の標準報酬月額(9万8,000円)に不自然さは見当たらない。

加えて、請求期間当時のB社の事業主は、「社会保険料の滞納を解消するため、社会保険事

務所（当時）の提案を受けて、経理の従業員から、『請求者を含む数十人の従業員について、実際の給与及び保険料控除はそのままにして、標準報酬月額の出額は引き下げ、差額の保険料を滞納保険料に充ててよいか。』旨相談があり、私が決裁した。」旨陳述しており、また、請求期間当時、請求者の上司であったとする同社の取締役営業本部長は、「請求期間当時、全社的に給与の減額は無かった。」旨陳述しているが、請求期間当時の同社の経理担当者から提出された「平成5年2月5日付けの人件費抑制対策決定事項」（以下「人件費対策決定書」という。）及び「平成5年1月30日付けの人件費抑制対策会議議事録」（以下「人件費抑制議事録」という。）と題された書面について、人件費対策決定書には、役職別の給与削減や適正人員の見直しに取り組む等の対策が記されているところ、人件費抑制議事録には、請求期間当時の事業主が「B社の現状と給料ダウンの意味を理解しない社員であれば当社には必要ない。」旨のコメントを席上報告したことが記されており、前述の当時の事業主及び取締役営業本部長の陳述と符合しない。

一方、請求期間当時のB社の経理担当者の一人は、「請求者の給与を減額したのは事業主の一存だと思う。滞納保険料解消について、社会保険事務所から指示や提案は無く、従業員の給料から保険料を多く取って差額の保険料を滞納保険料に充てるという不正は行っていない。」旨陳述しており、また、別の経理担当者は、「会社から請求者に15万円や10万円程度しか渡さなかった時期があった。事業主が給料を決めており、その給料に基づき月額変更届、算定基礎届を提出し、当該届出により決定された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していた。」旨陳述しており、前述の当時の事業主及び取締役営業本部長の陳述とは相反しているところ、同社の元従業員の一人が、「平成4年の年末頃、役職者だった私は、リストラによりアルバイト扱いとされ、50万円程度の給与が十数万円程度に減額された。ほかの従業員にも私と同じようなリストラが行われた。」旨陳述していることを踏まえ、前述の取引履歴における給与振込額から判断すると、当時、請求者の給与額が減額されていたと考えるのが自然である。

また、管轄年金事務所等にB社に係る請求期間当時の届出及びその関係書類は保管されていないものの、商業登記簿謄本により確認できる、同社及び同社に合併した関連会社における請求者の取締役の辞任等の各時期は、請求期間に係る請求者の標準報酬月額の随時改定及び定時決定の算定の基礎となった各時期とおおむね一致し、前述のとおり、当時、請求者の給与額が減額されていたと考えられることから、同社からの届出に基づき、請求者の標準報酬月額が改定されたものと考えするのが自然である上、オンライン記録においても、請求期間に係る請求者の標準報酬月額の随時改定及び定時決定の処理に、遡及訂正等の不自然さは見当たらない。

さらに、請求期間における厚生年金保険料控除額について、前述のとおり、経理担当者の一人は、届出により決定された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していた旨陳述しているところ、請求者と同様に、平成5年4月1日に標準報酬月額が減額改定されている被保険者はいないものの、翌月の同年5月1日に標準報酬月額が減額改定された12人のうち1人から提出された給与明細書を見ると、当該減額改定後の月に係る厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の当該減額改定後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していること、並びに請求者に係る取引履歴を見ると、同年5月の給与振込額が前月よりも5万7,480円増額しているところ、当該額は、同年4月の随時改定により減額された厚生年金保険料額及び健康保険料額の合計額と一致していること、及び同年11月の給与振込額が前月よりも5,902円増額しているところ、当該額は、同年10月の定時決定により減額された厚生年金保険料額及び健康保険料額の合計額と一致していることから、請求期間当時、B社においては、請求者についても、経理担当者の陳述どおり、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと推認される。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求

者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれもが、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが必要となる。

一方、取引履歴を見ると平成5年12月からの給与振込額は、大幅に増額しているところ、前述のとおり、当該振込額から正確な報酬月額を確認することができない上、B社においては、前述のとおり、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと推認されることから、厚生年金特例法の対象とはならないため訂正は行わない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500396号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500150号

第1 結論

請求期間について、A事業所(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年8月から昭和43年8月まで

A事業所に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与の額よりも低く記録されている。請求期間の標準報酬月額の記録について、年金額に反映する記録として、実際の給与額に見合う額に見直ししてほしい。

第3 判断の理由

B社の現在の事業主は、「請求期間当時の資料は保管しておらず、当時の事業主も死亡しているため、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」旨回答している。

また、A事業所において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認でき、連絡先の判明した19人に照会したところ、回答のあった16人は、いずれも請求期間当時の給与の明細書を所持しておらず、同事業所における報酬月額及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、請求者のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額について、訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500588号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500151号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年10月頃から昭和46年10月頃まで

昭和43年10月頃から昭和46年10月頃まで、B市C地区にあった「D事業所」に住み込み、商品の配達や売上金の集金業務に従事していたが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

D事業所は、厚生年金保険の適用事業所として見当たらないが、請求者が記憶する所在地に「A」名の適用事業所が確認でき、同事業所の元事業主及び請求者が同一の従業員を記憶していることから、請求対象事業所は、「A事業所」であると推認できるところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和53年10月2日であり、請求期間当時は適用事業所ではない。

また、請求期間当時の「A事業所」の事業主は死亡している上、前述の元事業主は、「請求者の請求期間当時の勤務状況、及び請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かについては不明である。」旨回答している。

さらに、請求者及び「A事業所」の元事業主が記憶する前述の元従業員は、「私は、昭和30年頃から昭和50年頃まで、B市C地区にあったD事業所に勤務したが、請求者を記憶していない。同事業所での勤務期間について、私自身の厚生年金保険被保険者記録は無い。」旨陳述している。

加えて、「A事業所」が厚生年金保険の適用事業所となった日に、同事業所における被保険者資格を取得している4人のうち、所在の判明した3人に照会したところ、回答が得られた2人は、「D事業所は、従業員全員で事業主に厚生年金保険への加入を要請し、同保険に加入することになった。厚生年金保険の適用事業所となる以前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500395号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500152号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月1日から同年11月1日まで

A社に昭和61年4月から勤務し、機器の管理業務に従事していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和61年11月1日になっているので、調査の上、当該取得日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社及び請求期間当時のA社の複数の元従業員の回答並びに請求者から提出された同社の人事異動に係る辞令の写しにより、請求者が、請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和61年8月1日であり、請求期間のうち、昭和61年4月1日から同年8月1日までの期間については、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、B社は、「請求期間当時の資料は保管しておらず、請求者の給与から、請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否か不明である。」旨回答している上、同社の請求期間当時の代表取締役及び総務担当者に照会したが、回答は得られなかったことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について確認することはできない。

さらに、オンライン記録により、A社において、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日である昭和61年11月1日までに被保険者資格を取得した者のうち、連絡先の判明した42人に照会したところ、7人が請求者と同様に「私は、昭和61年4月にA社に入社した。」と回答しており、そのうち1人は、「厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料は控除されなかったと思う。」と回答している上、ほかの6人からも、請求者の給与から、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる回答は得られなかった。

加えて、A社に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、資格取得年月日は昭和61年11月1日と記載されており、オンライン記録と一致する上、訂正等の不自然な点も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500533号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500153号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年10月20日から昭和55年11月10日まで

日本年金機構に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、請求期間に係る記録が無いことが分かった。

A社は、父が営んでいた会社であり、私は、請求期間当時、家業である同社の仕事を手伝っていた。

A社の事業主であった父は厚生年金を受給しており、一緒に働いていた姉にも同社での厚生年金保険の加入記録が有るにもかかわらず、自身の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、平成11年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求者の父である元事業主も亡くなっていることから、請求者の同社における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除の有無等について確認することはできない。

また、A社で厚生年金保険の被保険者記録が有る複数の者は、「請求者は家業であるA社の仕事を手伝っていたが、請求期間当時、請求者が厚生年金保険の加入対象となるような働き方をしていたかどうか、また、請求者に対して給与が支給されていたかどうかについては不明である。」旨陳述している。

さらに、請求者は、「昭和53年3月に大学を卒業するまでは、B市内に下宿しており、大学在学中は、長期休暇などでC県の実家に帰った際に、家業を手伝っていた。」旨陳述しているところ、請求者の父である元事業主に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、被扶養者欄に請求者の氏名のみが記載されており、健康保険の遠隔地被保険者証が、請求者が請求期間当時居住していたとする住所に交付されたことが記載されていることから、少なくとも、請求期間のうち、昭和50年10月から昭和53年2月までの期間については、請求者が、A社において厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたとは考え難い。

加えて、A社の厚生年金保険被保険者6人全員の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、健康保険の番号が連番で付されており、欠番は無いなど、不自然な点は見当たらず、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500556号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500154号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和28年4月1日から同年11月1日まで
② 昭和30年9月1日から昭和31年4月1日まで

高等学校を卒業し、新卒として昭和28年4月1日から昭和29年6月30日までA社B支店に、昭和29年7月1日から昭和31年3月31日までA社C支店に勤務した。

しかし、年金事務所の記録によると、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和28年11月1日となっており、また、A社C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和30年9月1日となっている。

請求期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社が発行した請求者に係る在職証明書及びA社B支店における複数の元同僚の陳述から、請求者は当該期間において、A社B支店に在籍していたことが認められる。

しかし、年金事務所が保管する事業所原簿を見ると、A社B支店は、昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①は適用事業所ではなかった上、A社は、「請求者は昭和28年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているため、請求者の給与から請求期間①に係る厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している。

また、A社B支店の複数の元同僚は、「請求期間①当時、A社B支店は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、A社が発行した請求者に係る在職証明書により、請求者は昭和31年3月31日まで、A社C支店に在籍していたことが認められる。

しかし、年金事務所が保管する事業所原簿を見ると、A社C支店は、昭和30年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、A社は、「請求者は昭和30年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているため、請求者の給与から請求期間②に係る厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している。

また、A社C支店で厚生年金保険被保険者記録を有する者のうち、請求者と同様に、昭和30

年9月1日に被保険者資格を喪失し、昭和31年3月31日にA社C支店を退職したとする元同僚二人は、いずれも「請求期間②に係る給与明細書を保管していないため、当該期間の給与から厚生年金保険料が控除されたか否か分からない。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500560号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500155号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年3月31日から同年4月1日まで

日本年金機構に年金記録を確認したところ、請求期間についてA社B支店での厚生年金保険被保険者記録が無い。

A社B支店には、昭和57年3月31日まで在籍していたので、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を、同年3月31日から同年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

C社から提出された「昭和57年3月度労務統計」を見ると、請求者が、昭和57年3月30日に同社を退社した旨記載されている上、同社は、「請求者は、A社B支店を昭和57年3月30日付けで退職しており、請求期間は勤務していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している。

また、請求者から提出された給与支給明細書を見ると、昭和57年3月度給与で同年3月分の厚生年金保険料1万2,720円が、一旦、控除されているが、同年4月度給与で当該保険料額が返金されている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。